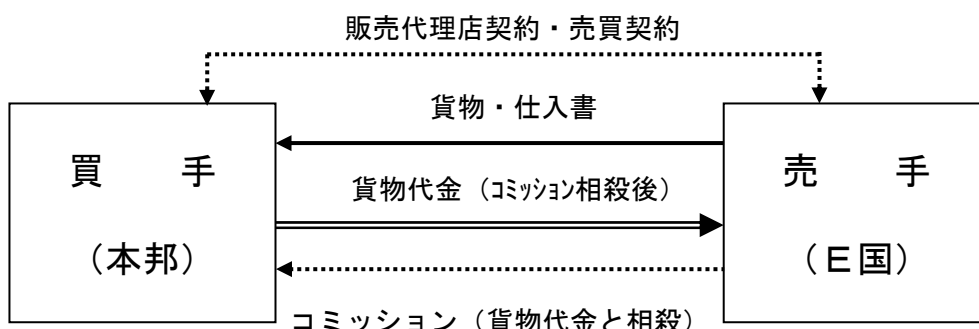


4. 代理店コミッションと貨物代金との相殺



【照会要旨】

当社（買手）は、売手と売買契約を締結して、売手から鉱物を購入（輸入）します。

また、当社は、売手との販売代理店契約に基づき、売手の代理人として本邦における売手の商品の販売促進を援助することとなっており、その対価として売手からコミッションを受領することとなっています。

当該売買の決済において、当社は売買契約に基づく売買価格から販売代理店契約に基づき売手が販売代理店業務の対価として当社に支払うコミッションの額を控除した金額を売手に支払っています。

なお、売手から当社に送付される仕入書には輸入貨物の売買価格とカッコ書きでコミッションの額が記載され、総額欄にコミッションを控除した価格が記載されています。

この場合の輸入貨物の課税価格は、当社が売手に実際に支払う価格（コミッションを控除した後の価格）を現実支払価格として計算できますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貨物代金（売買価格）の一部と相殺されたコミッションの額は、現実支払価格の一部を構成しますので、貴社が売手に実際に支払う価格を現実支払価格として課税価格を計算することはできません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引における貨物代金からコミッションを控除した後の価格は、売手が貴社（買手）に対して負っている債務を弁済するために、貨物代金（売買価格）の一部と相殺した後の価格と認められます。

その相殺した額は、貴社により売手に対して支払われていないものではなく、貴社が売手に対して有する債権（販売代理店業務の対価としてのコミッション）により現実に支払われていると認められますので、現実支払価格に含まれます。

《参考》

輸入貨物の売手が買手に対して負っている債務の全部又は一部をその輸入貨物の価格と相殺するため、その債務の額を控除した残額を仕入書価格とした場合の現実支払価格は、仕入書価格に相殺される額を加えた価格となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(3)ハ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)